

## 議案第73号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設  
取手市立こども発達センター  
取手市西二丁目35番3号
- 2 指定管理者  
社会福祉法人取手市社会福祉協議会  
会長 石坂 叡志  
取手市寺田5144番地3
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

### 提案理由

取手市立こども発達センターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。